

熊本市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱

制定 平成27年11月30日局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、法第34条の8第2項、第3項及び第4項に規定される届出について必要な事項を定める。

(事業開始の届出)

第2条 法第34条の8第2項の規定に基づく届出は、放課後児童健全育成事業開始届（様式第1号）及び事業概要書（様式第2号）により、あらかじめ行わなければならない。

(事業変更等の届出)

第3条 法第34条の8第3項の規定に基づく届出は、放課後児童健全育成事業変更届（様式第3号）により、変更の日から1か月以内に行わなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、事業の休止の届出をした者が、休止していた当該届出に係る事業を再開したときに準用する。

3 前2項の届出には、前条第2項に定める書類（変更のあった事項に係るもので足りる。）を添付しなければならない。

(事業廃止等の届出)

第4条 法第34条の8第4項の規定に基づく届出は、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第4号）により、あらかじめ行わなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年11月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。